

2016年4月11日

TPP交渉差止・違憲訴訟の会

TPP交渉差止・違憲訴訟 第4回口頭弁論期日 報告

訴えの変更が実質的に認められる

2016年4月11日(月)、
TPP交渉差止・違憲訴訟の
第4回口頭弁論期日が東京
地方裁判所 103 法廷にお
いて開かれました。

前回の期日で、弁護団が
訴えの変更(※)申立てを
行ったのに対し、被告は民
訴法の変更要件を満たさ
ないとの意見を出してき



ました。そのため弁護団は、さらに反論の意見書を提出。協定の「締結」とは、憲法に定められた内閣の条約の締結そのものとして特定されており、また TPP 協定の内容の違憲・違法を争点とすることに変わりはなく、請求の基礎に変更がないことを訴えました。

この点について、裁判長は「判決で判断する」と述べたことから、辻恵弁護士は報告会で「実質的に請求の変更が認められたということだ」と評しました。

準備書面の陳述では、前回同様、原告本人の陳述は2分、代理人の陳述を含めて30分の時間が認められました。

※第3回口頭弁論期日で、3つの請求のうち2点を、①被告は TPP 協定を締結してはならない、②TPP 協定の違憲確認、に変更する申立てを行っていました。

政府の影響試算は恣意的な操作

まず、原告の東京大学教授・鈴木宣弘さんが、農業分野について陳述。政府は2015年末に出した影響試算で、日本の GDP は、前回出された全面的関税撤廃の下での3.2兆円の増加から、なんと13.6兆円の増加へと4倍以上に跳ね上がり、農林水産業の損失は前回の3兆円から20分の1に圧縮されました。この点について、「誰が見ても露骨な数字操作だ。恣意的に生産性向上効果を増幅することで、価格が下がってもコストが下がると仮定し、

プラスの効果を水増ししたもので、操作すればいくらでも数字が作れる。こういう分野を専門にしている私が言うのだから間違いない」と陳述。「『対策をしたから影響なし』と本末転倒にし、影響がないように対策をとるから影響がないと主張しているだけのもの。このような根拠のない試算に基づいて影響がないと言うのは全くのごまかしだ」と断じました。

鈴木さんらによる試算によれば、農林水産業で 1.6 兆円の生産減少、全産業で 3.6 兆円の減少に及び、失業も 80 万人生じるとのこと。TPP で生じる価格下落を政策で救済するには、年間 8,000 億円、10 年で 8 兆円の追加予算が必要になりますが、そのような予算は示されていません。国内対策をするから国会決議は守られたという主張も破綻しています。



「食の安全保障は国民の命の要であるにも関わらず、このままでは壊滅的な影響を受けることになる。安全・安心な食料を、必要なときに必要な量を国民に供給するという、国家として最大の責務が放棄されようとしている。国民の命に関わる重大な危機と言わざるを得ない」と訴えました。

最終的に悪影響を受けるのは国民

訴訟代理人の準備書面陳述では、まず和田聖仁弁護士が、TPP の「政府調達」に内包された「トゲ」によって、「自国の調達構造が変えられる」、「自国の伝統的な調達供給者が減少する」ことを指摘しました。

例えば、公共事業の入札などの「調達インフラ」において、「努力規定」として英語の使用を奨励していること、「調達の公正性」を確保するために、談合などの腐敗行為に対して厳しい措置が適用されることなどを列挙。さらに、「政府調達」章の附属書で定められた各国の調達基準額を比較すると、中央政府、政府団体では、日本が先進国の中で最も開放度が高いことを示しました。

続けて、和田弁護士は「国有企業」についても陳述。「国有企業」とは、国（公共）の支配下にある法人の行う事業を指すものであり、日本の場合には国民健康保険、共済健康保険、健康保険組合、国立、市立、離島などにある県立・私立病院、及び農畜産業振興事業団（alic）などの野菜、砂糖、畜産物の価格安定資金の事業もすべて含まれます。

政府は「国民皆保険制度は堅持する」と言ってきたが、「国有企業として、政府の関与が

『非差別待遇・内国民待遇・最恵国待遇』、『非商業的援助が生む悪影響の規制』条項等により、投資家に不利益をもたらすとして攻撃を受けることが予想される。その結果、国民が安心して利用可能な安価で公平な医療制度が壊されることとなる」と述べました。

薬価審議プロセスや農業、医療、国立大学、病院、交通機関などに出される補助金も、政府が自由に決められなくなる懸念がある。国有企業章は ISDS 条項が適用され、政府は莫大な損害賠償を求められます。その萎縮効果の結果として、国有（公有）企業のサービスを、順次民営化していくことになり、結果として利用料が高騰し、最終的には日本国民が悪影響を受けることになるかと訴えました。

著作権の保護期間延長は、国益に反する

続いて酒田弁護士が、TPP が著作権に及ぼす影響について陳述。まず、著作物等の保護期間の延長については、著作者の死後 50 年以上も経済的価値を維持している著作物はごく少数であり、保護期間を延長しても権利者の利益とはなりません。また孤児著作物が死蔵されてしまう問題や、すでに我が国の著作物の国際収支は圧倒的に輸入超過となっていることなどから、保護期間の延長は、かえって国益に反すると訴えました。

また、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作が停滞する恐れがある点や、一般企業や個人が行う資料のコピーなど、悪質でない日常的な行為にまで恣意的に警察の介入がなされる可能性を指摘しました。

なお、今回の著作権改正法案には含まれていませんが、今後、もし追加的損害賠償や法廷損害賠償が認められる法改正が行われた場合、填補賠償原則に関し、我が国の法体系上認められないと考えられます。米国では、パテントトロールと称される企業が、特許権や著作権を侵害している企業を探し出し、その賠償金や和解金の一部を得る事案が増加している実態も示し、我が国での影響を及ぼす恐れを示唆するものであるとの指摘を行いました。

次回第 5 回期日については、7 月 20 日に確定。報告会で辻恵弁護士は、「請求の趣旨変更を事実上認めさせ、原告の陳述を勝ち取り、次回期日を獲得した。よって、今日は基本的に勝利だ。主導権を握りつつあるが、決して油断してはならない。次回もプレッシャーをかけていこう」と呼びかけて閉会しました。



TPP 交渉差止・違憲訴訟 第4回口頭弁論期日 記録

※この記録は速記のため、実際の発言とは異なる場合があります。ご了承ください。

1. 開廷

裁判長 裁判長 それでは開廷します。まず手続きの関係で、訴えの変更について。被告の3月7日付の訴えの変更申立に対する意見書が出ていますので、この通り陳述ですね。

被告 はい、陳述します。

裁判長 それに対して、原告の4月4日付の意見書と、訴えの変更の請求原因の整理の関係で原告第9準備書面を陳述ですね。この関係について、被告は、従前も準備書面で、TPP協定を含めて議論されているところがあるのですが、その部分というのは、従来の主張はそのまま維持されていると理解してよろしいですか。

被告 今の質問の趣旨を伺いたい。

裁判長 従前の準備書面で「TPP協定ないしその交渉については」という主張がされている部分がある。その交渉についてはすでに取下げになっているわけですが、TPP協定について述べている部分については、今回の主張についてもそのまま当てはまる部分があると思うが、そこはどう理解すればよいですか。

被告 従前の主張の通りです。

裁判長 この変更の拒否については、裁判所は判決で判断したいと思いますが、それを前提にして請求の特定等の関係では、国側は新しい主張について主張する予定があるのか、あるいは従前の主張のままでよろしいのか。

被告 その件について、原告の方に確認しておきたい点がある。先ほど陳述となりました

原告第9準備書面で差止めなどにつきまして、訴状に記載された基本的人権に基づいてTPP協定の締結差止めなどを求めるとありますが、これは行政訴訟ではなくあくまで民事訴訟として差止めを求められているということによろしいのでしょうか。

岩月浩二弁護士共同代表（以下、岩月） その通りです。

被告 それから原告が主張されている締結についての話は、4月4日付の原告意見書に書かれている通り、行政である内閣の行為である締結について差止めを求められるということによろしいのでしょうか。

田井勝弁護士 はい、そうです。

被告 今確認した2点については、念のため調書に記載していただきたいのですが、その回答を前提として主張なり答弁をしたいと考えております。

裁判長 さらに主張があるということですね。

被告 はい。

裁判長 今の点は調書に記載するということによろしいですね。

辻恵弁護士（以下、辻） はい。

裁判長 原告の4月4日付の第10、11、12、13準備書面を陳述ということですね。それから、原告の進行についての意見書を拝見しますと、各分野について、次回までで概ね分野の主張が整うということですか。

辻 いいえ、そうではありません。概括的には次回までにある程度の分野を出すということになりますが、全部で21分野ありますので、次回で全てということでは必ずしもありません。次々回に正文について検討したうでコメントを予定してしまして、その際に残りの分野についても整理したいと予定しています。

裁判長 概括的には次回整うということですね。

辻 はい。

裁判長 進行の関係で、他に何かございますか。

辻 被告側で出される書面について検討して、次回出されるのであればその次になりますが、現時点で今申し上げたような進行予定で考えていただいてもよいと思います。

裁判長 被告が先ほど仰った主張はどれぐらいで出されますか。

被告 5月末までに出します。

裁判長 それについて、反論まで考えると原告はどれぐらいになりますか。

辻 1か月半ほどあれば、7月半ばぐらいに。

裁判長 準備書面の陳述の関係ですが、前回も時間との関係で申し上げていますので、前回同様、鈴木さんご本人については2分で、あとは合計30分でお願いします。

2. 原告準備書面陳述

<原告第10準備書面>

鈴木宣弘 2015年末に出された政府の影響試算では、日本のGDPは、前回出された全面的関税撤廃の下での3.2兆円の増加から、なんと13.6兆円と4倍以上に跳ね上がり、農林水産業の損失は前回の3兆円から20分の1に圧縮されました。誰が見ても露骨な数字操作だと思います。これは恣意的に生産性向上効果を増幅することで、価格が下がってもコストが下がると仮定し、プラスの効果を水増ししたもので、操作すればいくらでも数字が作れるということです。こういう分野を専門にしている私が言うのですから間違いありません。ですから生産性向上効果を入れてはいけません。まず影響を試算し、だからこれだけの対策が必要かを検討すべきところを、対策をしたから影響なしと本末転倒にし、いけば影響がないように対策をとるから影響がないと主張しているだけのものです。

例えば酪農では、最大 7 円乳価が下がると政府は試算していますが、7 円も下がったら大幅な生産縮小が生じるはずなのに、何も影響がないと言っております。生クリーム向けの生乳への補給金が対処されるだけで 7 円の下落が相殺されるのでしょうか。あるいは畜産クラスター事業という事業の強化だけで 7 円も生産コストが下がる保証がどこにあるのでしょうか。可能であるというなら根拠を示していただきたい。それから、加工原料乳価が 7 円下がっても、飲用乳価は変わらないという。北海道から飲用牛乳が流れてきて、飲用乳価が 7 円下がらなければ市場は均衡しません。この経済原則を無視しております。それが成立するというのなら、その根拠を示していただきたい。

輸入米を飼料米に回すから影響はないというのも、国内の主食米を飼料米に回しているなかで、影響がないわけがありません。そうではないというのなら根拠を示していただきたい。

果物の加工向けと生果についてもそうです。政府は影響を加工向けだけに限定していますが、昨今のオレンジの自由化でジュースがどんどん輸入されて国産の生果が圧迫されて生産縮小が起きました。そういうことが起きないというのであれば、その根拠を示していただきたい。ブランド品については、影響は 2 分の 1 であると言っていますが、どこにその根拠があるのでしょうか。そうであるならば示していただきたい。

このような根拠のない試算に基づいて影響がないと言うのは全くごまかしであって、我々がきちんとしたデータで計算し直せば、農林水産業で 1.6 兆円の生産減少、全産業で 3.6 兆円の減少、波及倍率は 2.32 です。失業も 80 万人生じます。さらに我々の試算では、今の TPP で生じる価格下落を政策で救済するなら年間 8,000 億円、10 年続けていけば 8 兆円の差額補てんのための追加予算が必要になり、そんな予算は示されていませんし、今後示す予定もないでしょうから、再生産が可能になるように国内対策をしたから国会決議は守られたという主張も完全に破綻しています。

さらに言えば、TPP の農業対策の大半が過去の事業の焼き直しであるばかりか、今後は法人化、規模拡大を要件として厳しくし、一般農家が応募できないようなものになっています。このままでは、気がついたときにはみんな「ゆでガエル」になってしまいます。

さらに事態は深刻化しています。農産物については日本だけが 7 年後に再交渉を義務付けられ、TPP そのものは今後関税をすべて撤廃するという最終目的に向かって、日本にもう一度交渉させると、日本だけが義務付けられています。このままでは、食の安全保障は国民の命の要であるにも関わらず、何も影響がないと言っている間に、最終的な影響は壊滅的なものになり、日本の食、農、地域が崩壊し、安全・安心な食料が必要なときに必要な量だけ国民に供給するという国家として最大の責務が放棄されようとしているのは間違

いありません。国民の命に関わる重大な危機と言わざるを得ません。

3. 原告代理人準備書面陳述

<原告第11準備書面（TPPが政府調達に与える影響）>

和田聖仁弁護士（以下、和田） TPPが政府調達に与える影響について陳述します。本備書面では、TPPが我が国の政府調達・公共調達に与える影響について、TPP協定第15章「政府調達」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

平成28年2月に調印されたTPPの「政府調達」章のモデルは、すでに1981年に発効したGPA（政府調達協定）に由来しています。しかしながら現在、GPAへの加入国がWTO162か国の中の17か国でストップしていることが物語るように、政府調達は「トゲ」を内包しています。

この「トゲ」の一つは、「自国の調達構造が変えられる」ことです。もう一つは、外国からの調達供給者が上陸することによって「自国の伝統的な調達供給者が減少する」ことです。この2点が、17か国でストップしている最大の理由です。

TPPでの「政府調達は」GPAの骨格を維持しており、大幅な修正はありませんが、それが小幅であったとしても実際に与える影響は大きいです。これが実現すると、現在1.7兆ドル（約180兆円）に達するとされており、世界の政府調達市場に及ぼす効果も大きいです。

TPPの「政府調達」の章において、とくに注目していただきたいと考えるのは、TPPにより初めて採用される「調達インフラ」の面では、使用言語と、調達の公正性の問題です。また、政府調達章の附属書のなかで、TPPでの日本の異常な譲歩について指摘させていただきます。

これは政府調達の「トゲ」、「自国の調達構造が変えられる」、「自国の伝統的な調達供給者が減少する」にリンクするものです。

政府調達章における問題点について述べさせていただきます。まずは使用言語の問題です。TPは使用言語について英語を奨励しています。「この章の適用上、各締約国は調達計画の公示に英語を用いるように努める」という、第15.7条5項の規定です。この条文は「努力規定」と呼ばれるものであり、強制力はありませんが、しかし将来の世界経済プレイヤーが英語人になることを半強制しようとする点で、実際には宗教改革の入口に相当するインパクトを生むと考えます。

第2点は、「この章に別段の定めがある場合を除く他、調達事項の公示には次の事項に関

する情報を含めます。」この点は第 15.7 条 3 項が該当規定です。この条文は「入札者」の使用言語を公示しなければならない旨の定めです。この点は、日本の場合でいうと、調達者側（中央政府、都道府県、政令指定都市、119 の政治団体）は調達事項を公示する際に、「入札書」の使用言語を、もし「日本語または英語」とされた場合でも、日本では大混乱が生ずると思われま

す。この点はもちろん、「使用言語は日本語に限る」と公示することもできますが、しかし世界の趨勢を鑑みれば、「使用言語は日本語に限る」との公示は、実際問題として多大な困難を伴います。

調達の公正性について述べます。TPP は少なくとも 2 点で調達の公正性を確保しようとしています。第 15.18 条に関するものです。第 1 点に「TPP 締約国は政府調達での腐敗行為に対処するための行政ならびに刑事上の措置を確保する」とありますが、ここでの代表的な腐敗行為は「供給者間の談合」となります。締約国が政府調達の違法行為を行ったと認められた供給者に対しては、無期限または一定期間、同国での調達への参加を剥奪される可能性があり、さらに潜在的な利益相反を可能な限りの排除を要請しています。日本は談合社会です。上記の定めが実施されると著しい影響が出ることは明らかです。

「政府調達」の附属文書について述べます。これは TPP での日本の異常な譲歩です。まず中央政府、政府団体についてです。

「政府調達」章は附属書を伴います。第 11 準備書面 9 ページ以下の表は、附属書に基づき、TPP 締約国が他の TPP 締約国に向けて開放する「政府調達」につき、その調達主体、対象となる調達基準額を示すものです。

	中央政府（セクション A）			政府団体（セクション C）		
	物品	建設	サービス	物品	建設	サービス
米国	130,000	5,000,000	130,000	\$250,000	5,000,000	\$250,000
日本	100,000	4,500,000	100,000	130,000	15,000,000	130,000
カナダ	130,000	5,000,000	130,000	355,000	5,000,000	355,000
オーストラリア	130,000	5,000,000	130,000	400,000	5,000,000	400,000
メキシコ		\$10,335,			\$12,721,	
	\$79,507	931	\$79,507	\$397,535	740	\$397,535
ニュージーランド	130,000	5,000,000	130,000	400,000	5,000,000	400,000
マレーシア	1,500,000	63,000,000	2,000,000	2,000,000	63,000,000	2,000,000
ペルー	95,000	5,000,000	95,000	160,000	5,000,000	160,000
チリ	95,000	5,000,000	95,000	220,000	5,000,000	220,000
ベトナム	2,000,000	65,200,000	2,000,000	3,000,000	65,200,000	3,000,000
シンガポール	130,000	5,000,000	130,000	400,000	5,000,000	400,000
ブルネイ	250,000	5,000,000	250,000	500,000	5,000,000	500,000

◆表 1. 政府調達基準額：中央政府、政府団体（単位：\$ 表示を除き、SDRs）

出典：原告第 11 準備書面

表 1 は附属書のうちセクション A（中央政府）、ならびにセクション C（政府団体）の、それぞれの「物品」、「建設」、「サービス」ごとの基準額を示しています。数値の単位には SDR が用いられています。これは IMF（国際通貨基金）が加盟国の外貨準備資産を補完する手段として創設した国際準備資産のことをいいます。1 単位の SDR は 169 円（2016 年 1 月現在）です。

例えば日本の場合、中央政府の「物品」ならびに「サービス」に関わる基準額は 10 万 SDR です。円換算すると約 1,700 万円となります。これは日本政府の日本政府による 1,700 万円以上の物品購入が「政府調達」の対象になることを意味します。

次に「建設」を見るとその基準額は 450 万 SDR とあります。これは 7 億 6,500 万円以上の建設物建設が「政府調達」の対象になることを意味します。日本の開放度を見ると、先

進国の中で最も開放度が高いということがわかります。日本の開放度が高いということは、冒頭の「政府調達のとげ」で指摘しました通り、「自国の調達構造が変えられる」、「自国の伝統的な調達供給者が減少する」ことを意味しています。

以下、「政府団体」においても、「地方政府」においても同様です。なぜでしょうか。

外交交渉の経験者であれば想定されることですが、日本は上記基準額を下げたことで、その自発的譲歩を TPP 交渉上の他の目的に用いようとした節がみられないでもありません。もしそうだとすれば、目的の筆頭は、「聖域農産物の関税維持」になると思われれます。しかしこの目的は達成されずに瓦解しました。TPP 全参加国の中で最も政府調達を受け入れる国という美名のみが残ることになりました。

続いて政府団体について述べます。政府団体にみられる開放度を、日本について検討してみます。日本は「建設」を除き、「物品」、「サービス」については先進国、後進国を含めた 12 か国の中で、開放度が最も高いです。先進国であるカナダ、オーストラリアは中央政府の場合に比べて、政府団体ではその基準額を約 300%に高めました。日本は 30%高めたに過ぎません。

日本郵政株式会社は日本政府が約 80%の株式を保有する民間会社です。「政府調達」附属書によれば、同社は「政府団体」に掲げられております。同社は政府調達の「建設」につき、他の政府団体（1,500 万 SDR）に比べて基準額が約 3 分の 1（450 万 SDR）に低められました。

地方政府について述べます。第 11 準備書面 12 ページ以下の表 2 でわかることは、TPP 参加 12 か国のうち、日本を含む 5 か国が「地方政府」の政府調達を開放しました。日本は、「建設」を除いて、「物品」、「サービス」において、ペルー、チリと並んで最も低く、それぞれ 20 万 SDR となっています。12 か国のうち、米国を含む 7 か国は、「地方政府」の政府調達を開放していません。

地方政府（セクション B）			
	物品	建設	サービス
米国	None	None	None
日本	200,000	15,000,000	200,000
カナダ	355,000	5,000,000	355,000
オーストラリア	355,000	5,000,000	355,000
メキシコ	None	None	None
ニュージーランド	None	None	None
マレーシア	None	None	None
ペルー	200,000	5,000,000	200,000
チリ	200,000	5,000,000	200,000
ベトナム	None	None	None
シンガポール	None	None	None
ブルネイ	None	None	None

◆表 2. 政府調達基準額：地方政府（単位：\$ 表示を除き、SDRs）

出典：原告第 11 準備書面

さらに ISD 条項導入による「政府調達」供給者による日本政府への提訴について述べます。第 11 準備書面において陳述したとおり、TPP 参加国の「政府調達」の供給者が TPP 「投資」章でいう投資家になり得ます。それゆえ、「政府調達」での契約当事者（すなわち、TPP 参加国の政府と他の参加国の調達供給者）間には、「投資」章でいう投資先としての「政府」と投資家としての「調達供給者」なる関係が成立します。

従って、政府調達の問題でも、本件訴訟でも何度も繰り返し指摘されている「ISD 条項」に基づいて、投資受入国の TPP 協定違反によって投資家が受けた損害を賠償する手続きを定めた条項により、政府が調達供給者である投資家から提訴されるリスクがあることになります。

<原告第 12 準備書面（TPP が国有企業に与える影響）>

和田 TPP が国有企業に与える影響について陳述します。本準備書面では、TPP が我が国

の国有企業に与える影響について、TPP協定第17章「国有企業」を踏まえて、補充して主張します。

TPPは「国有企業」17章を章立てしましたが、これはFTA史上初めてでした。そして、「国有企業」の章はTPP交渉のなかで、「投資」、「金融サービス」、「知的財産」と並んで最も議論の白熱した章の一つとされています。この章の特色として4点述べます。

- ① まずは国有企業（第17章）でいう「ガバメント」と、政府調達（第15章）でいう「ガバメント」は、実体と同じでありながら章立ての根拠が大きく異なっています。
- ② この章は、国有企業による経済構造の独占性（ないしその近似性）を是認したうえで、この独占が生む弊害を緩和しようとしています。
- ③ この章は、自由貿易をできるだけ公正な貿易に近づけようとしています。
- ④ この章は「公有企業」のほかに「指定独占企業」としての民間の事業体をもその対象としています。

なお、日本国政府は本章を「国有企業」と翻訳していますが、これは誤解を生みます。正確には「地方自治体を含む国有企業」ないし「公有企業」と表現されるべきです。

続いて、「国有企業」章の概要を述べます。本章の対象企業は国有企業のみならず、私有企業も含まれます。国有企業の定義（第17.1条）は、「国有企業は主として商業活動に従事する企業であって次のいずれかに該当するものをいう。(a) 国が50%を超える株式を直接に所有する企業、(b) 国が持ち分を通じて50%を超える議決権の行使を通じて支配している企業、(c) 国が取締役会その他これに相当する経営体の構成員の過半数を任命する権限を有する企業」です。さらに私有企業は「国の領域内関連市場で物品又はサービスの唯一の提供者又は購入者として指定される団体」をいいます。

「国有企業」章の適用範囲（第17.2条）について述べます。「国有企業」章は上記の対象企業に適用されます。ただし、以下のような「一般的例外」に該当する場合には適用されません。「一般的例外」とは、国有企業ないし指定私企業のうちでも、TPP締約国間の貿易・投資に影響を与えないものには本章は適用されません。このほか、「中央銀行などの規制、外国為替政策の実施」、「金融規制機関、非政府組織の規制」などにも適用されません。

また、「国有企業」章は、商業的考慮の導入をしています。「商業的考慮」とは、「価格、品質、入手可能性、市場性などの売買条件又は通常の民間企業が通常考慮する要因」を指すとされています。このガイドラインにより、対象企業の活動は民間企業のそれに著しく接近することになります。いわゆる「公正」に向けた取り組みです。

非差別待遇、内国民待遇、最恵国待遇（第 17.4 条）について述べます。TPP における「非差別」の意味は、内国民待遇と最恵国待遇です。本章の場合、TPP 締約国は物品・サービスの「購入面で」、また「自国」その他の「TPP 締約国又は非締約国」の企業によって提供される同種の物品・サービスに与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを定めています。以上のうちで「自国」とされる部分が内国民待遇を、「いずれかの TPP 締約国又は非締約国」とされる部分が最恵国待遇を意味しています。

非商業的援助が生む悪影響の規制が、「国有企業」章のなかの重要な項目です。本章は、「いずれの締約国も自国の国有企業に対して直接又は間接に提供する<中略>非商業的な援助によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない（第 17.6 条 1 項）」と定めております。

「非商業的援助」とは、国有企業が政府により所有又は支配されていることに基づく援助を意味しますが、特定の場合（例：国家企業間の取引、徴収された年金を独立年金基金に移転する行為）は例外として除外されます。さらに「援助」とは、「贈与又は債務免除」、「一般の商業条件よりも有利な条件で貸し付け、債務保証をすること」が掲げられています。また「悪影響」について定めた条文が第 17.7 条です。

TPP 「国有企業」章における問題点を述べます。ここでの国有企業とは、国（公共）の支配下にある法人の行う事業をさすものであり、日本の場合には国民健康保険、共済健康保険、健康保険組合、国立、市立、離島などにある県立・私立病院、及び農畜産業振興事業団（alic）などの野菜、砂糖、畜産物の価格安定資金の事業もすべて含まれます。TPP では例外があるとすれば、すべて明記して、他の 11 か国の同意を得ておかなければ、ネガティブリスト方式なので全てが該当します。

国民皆保険制度は、政府はそのまま堅持すると言ってきましたが、今回明らかになったように、外国の保険会社との関係では、明らかに国有企業として、政府の関与が「非差別待遇・内国民待遇・最恵国待遇」（第 17.4 条）、「非商業的援助が生む悪影響の規制」（第 17.6 条、第 16.7 条）条項等により、外国人投資家に不利益をもたらすとして攻撃を受けることが予想されます。その結果、国民が安心して利用可能な安価で公平な医療制度が壊されることになってしまいます。

例えば薬価は、日本の場合、薬価審議会の決定を経て構成労働大臣が決めて 2 年に 1 回引き下げることになっていましたが、これからは、政府は米国の製薬会社と協議して決めなければならなくなります。

また中小企業などの政策金融公庫、住宅金融公庫などの公的な金融機関、労働組合、生協、農協などの共済保険にも適用されて、政府による税制上の優遇措置などもすべて該当

します。例えば、かんぽ生命に、政府ががん保険を認めれば、かんぽ生命は、まだ多くの株を政府が持っているので、アフラックと自由で公平な競争にならないと判断されることになります。その結果、かんぽ生命でアフラックのがん保険を売り出したようなことが再現されます。

さらに重要なことは、漁業補助金の禁止は報道されましたが、農業、医療、国立大学などに出される補助金も、日本政府は自由に決めることができなくなります。今回明らかになった TPP では、政府が補助金を出すにしても一定の基準を定めることが求められています。率直に言えば、米国の同意がなければ、補助金の支出ができなくなります。そうすると、日本の国有（公有）企業は病院でも、県営、公営の交通機関でも、自力では収支を維持することができず、多くの場合には補助金に頼っているのです。TPP によるこの補助金の支援が受けられないということになれば、事業そのものの存立に支障を来すこととなります。その結果、国有（公有）事業の廃止や、民営化に移行することになります。そして、民営化が選択された場合には、事業は採算がとれる事業に集中され、それ以外の分野は切り捨てられ、さらに、残された事業も利用料が高騰します。まさに、その悪影響を受けるのは、日本国民という事態が生じます。

また、今回の TPP 国有企業の章の内容からすれば、これらの「非差別待遇・内国民待遇・最恵国待遇」、「非商業的援助が生む悪影響の規制」条項等に反したら、この国有企業の問題も ISD 条項によって解決されることになっており、政府は莫大な損害賠償を求められることとなります。そして政府としては、この莫大な損害賠償の支払いを回避するために、その萎縮効果の結果、国有（公有）企業のサービスを、順次民営化していくこととなります。その結果、利用料が高騰し、その悪影響を受けるのは、まさに日本国民という事態が生ずることとなります。

<原告第 13 準備書面（TPP が著作権に及ぼす影響）>

酒田弁護士（以下、酒田） TPP が著作権に及ぼす影響について陳述します。

TPP 協定第 18 章「知的財産」において、現在行われている第 190 回通常国会において、本年 3 月 8 日に、協定締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部として著作権法の改正案が提出され、4 月 5 日から国会で審議されています。

本改正案における、①著作物等の保護期間の延長、②著作権侵害罪の一部非親告罪化、③「法廷の損害賠償」又は「追加的損害賠償」に係る制度整備の 3 点は、我が国の国民生活に非常に大きな影響を及ぼす恐れがあります。それぞれについて述べます。

著作物の保護期間の延長について。TPP 協定を受け、著作物等の保護期間について、原

則として著作者の死後 70 年とすることが求められています。ここには以下に示す問題点を指摘することができます。

まず保護期間を延長しても、権利者の利益とはなりません。人の創作活動は、先人の業績のうえに成り立っており、また著作物は、広く利用されることが文化の発展に資するものです。もっとも、全ての情報について知的財産権が何人にも帰属しないパブリックドメインとしたのでは、著作者の創作意欲が減退します。そこで、著作権法では、社会的公正と創作へのインセンティブの調和の観点から、保護期間を定めて情報の独占的利用を認めています。

現在の保護期間は、原則として著作者の死後 50 年とされていますが、著作者の死後 50 年以上も経済的価値を維持している著作物はごく少数であり、保護期間を延長しても、著作権収入が増えることはないため権利者の利益とはなりません。

また、孤児著作物が死蔵されてしまうという問題もあります。孤児著作物とは、創作者やその連絡先が不明の著作物のことをいいます。孤児著作物は、保護期間が原則著作者の死後 50 年とされている現在でも非常に多く存在しています。もし保護期間が 70 年に延長されれば、創作者の相続関係が不明である孤児著作物は、さらに増加することが予想されます。

これによりデジタルアーカイブ等での利用が不可能になり、孤児著作物が死蔵されてしまうことにより、文化活動が停滞する恐れがあります。

次に、保護期間の延長が国益に反するという点を指摘します。我が国の著作物の国際収支を見ると、圧倒的に輸入超過となっています。欧米より短く定められた我が国の保護期間が経過すれば、我が国では著作権使用料を払うことなく、欧米の作品のキャラクターを利用したり、二次創作をしたりすることができます。すなわち、輸入超過の状況では、欧米より我が国の保護期間が短いことは、経済的に有利な立場にあります。このように保護期間の延長は、我が国で自由に利用できるはずの著作物を放棄することを意味し、かえって国益に反するといえます。

また、「翻案文化」のなかで、二次創作が停滞するという点も挙げられます。今日では、保護期間の過ぎた既存の著作物を改変し、取り込んで新たな著作物を二次創作する現象が現れており、翻案文化と呼ばれています。ここでは、情報の発信者と受信者の明確な区別がされず、発信者と受信者がお互い利用しあって発展するという状況が生まれます。このような状況下で保護期間を延長することは、新たな著作物の二次創作を妨げることになり、文化の発展の観点からはむしろマイナスになります。

特許権とのバランスを考慮すると、著作権法の保護期間が長いことも指摘します。著作

権の定める範囲は、経済財としての性格の強いものまで広がっています。経済財としての性格の強いものは、特許権と類似した性格も合わせて有しています。特許権と類似した正確を合わせ有する著作物が増加していることを考えると、著作権法の保護期間を有する際には、特許権の保護期間が出願後 20 年であることとのバランスを考慮すべきです。現行の著作権の保護期間が原則著作者の死後 50 年であることすら、特許権とのバランスを考慮すると長すぎると言えますが、さらに 70 年に延長することは、なおさら妥当とは言えません。

次に、著作権等侵害罪の非親告罪化について述べます。今回の TPP 協定に向けて、著作権等侵害罪が非親告罪化されることになりました。これには以下の 2 点の問題が挙げられます。

1 点目は、二次創作が停滞する恐れがあるという点です。我が国では、二次創作活動の中から、新しいマンガやアニメなど多くの文化が生まれてきました。このような二次創作は、翻案権の侵害に当たる恐れがありますが、権利者が特に悪質とみなして告訴しない限り起訴されることはなかったため、原作者側と二次創作者側の共存の中で二次創作が行われ、文化が発展してきました。

しかし非親告罪化によって、権利者が告訴しなくても警察の捜査などがなされることになったため、二次創作者による活動が停滞し、文化の発展が停滞する恐れがあります。

また、一般企業や個人への影響が大きいことも挙げられます。一般企業や個人は、職場での資料のコピーやメールリストでの情報の共有を日常的に行っています。これらの行為は、資料元の許可を取っていなければ、厳密に言えば著作権侵害にあたる考えられますが、告訴されることはほとんどありませんでした。しかし非親告罪化によって、これらの日常的な行為にまで、警察の捜査などが行われることが可能になります。悪質でない日常的な行為にまで恣意的に警察の介入がなされる可能性があるということになれば、かえって社会がうまく機能しなくなる恐れがあります。

最後に、「法廷の損害賠償」又は「追加的損害賠償」について述べます。TPP 協定を受け、著作権法第 114 条第 3 項の「権利の行使につき受けるべき額に相当する額」の算定根拠を、著作権等管理事業者の使用料規定により算出した額とすることとしました。これには以下の問題があります。

まず、侵害された著作権等が著作権管理事業者により管理されておらず、使用料規定が存在しない場合には、使用料規定による損害額の算出ができないため、改正法案は何の意味も有しません。また仮に、使用料規定によって算出される場合でも、著作物等の利用の態様が使用料規定が想定していないものであった場合についてまで、例外なく形式的に算出された額の請求が可能になるのは、実際に生じた損害以上の損害賠償を権利者に認める

ことにもなりかねず、填補賠償原則との関係から適切ではありません。

また今回の改正法案には含まれていませんが、今後 TPP 協定を受けて、追加的損害賠償や法廷損害賠償が認められる法改正が行われた場合、以下のような問題があります。まず、改正法案では導入が見送られましたが、TPP 協定を受けて今後導入される可能性がある追加的損害賠償については、填補賠償原則に関し、我が国の法体系上認められないと考えられます。このことは、著作権法をはじめとする知的財産権の分野だけでなく、独占禁止法や製造物責任法等の他の法分野にも影響を及ぼすものです。

最高裁判所も、外国裁判所の判決のうち、懲罰的損害賠償の支払いを命じた部分についての執行判決をすることの可否が争われた事案において、「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、加害者に対する制裁や、一般予防を目的とするものではない」と判示しています。

同じく改正法案では、一般的な法廷損害賠償の導入は見送られましたが、TPP 協定を受けて導入された場合、損害額の下限を一律に定めることは填補賠償原則との関係で困難ですし、損害額の上限を定めることも、裁判官の自由心証主義を制約することになり、適切ではありません。

最後に、濫訴等が生じる恐れがある点について述べます。追加的損害賠償や法廷損害賠償が導入された場合、賠償額が高騰することが予想されます。懲罰的損害賠償が認められている米国では、パテントトロールと称される企業が、特許権や著作権を侵害している企業を探し出し、著作権者に訴訟を提起させ、その賠償金や和解金の一部を得る事案が増加しています。我が国でも、賠償額の高騰に伴い、パテントトロールによる訴訟のビジネス化や濫訴が生じる恐れがあります。また、賠償額の高騰やパテントトロールの存在は、ビジネスにおいて著作権を侵害してしまったことによる高額な損害賠償リスクをとることを回避することにつながり、その結果、経済の活力を削ぐことにもなりかねないという問題もあります。

以上述べたとおり、TPP 協定の締結は、著作権者をはじめとする我が国の国民生活に非常に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

4. 今後の進行

山田正彦弁護士共同代表(以下、山田) 実際に原文に当たると、6,545 ページありまして、そのうち仮訳が出されているのは恐らく 1,600 ページぐらいです。各国との交換文書もあり、公開されていないものもあるということです。我々も必死になって原文にも当た

り、政府の仮訳も間違いもあると思っていますが、都合の悪い部分は隠していると思う。環境の章や整合性の章など、まだかなりありますので、次回までに見通しを出したいと思いますが、準備書面について、次回 3、4つの分野について何とかしたいと思いますが、すでに食の安全や農産物についても、漏れている部分がありますし、協定文を読んでも、もう 1 回準備書面を出さなければならないと思っています。次回までにいつまでに何を出すということを立証計画を出したいと思っていますので、できるだけ、裁判の進行を尊重しますので、もう少しこちらの主張を聞いていただければと思います。

裁判長 先ほど伺った準備書面の提出の関係で、裁判所の期日との関係で、一つお願いしたい。被告の方で書面に対する反論をいただくとして、裁判所が休廷期間の前に期日を入れたいが、その最終が 7 月 11 日です。

(調整)

裁判長 後ろに持っていくと 8 月になってしまいます。基本は月曜日なのですが。では 7 月 20 日水曜日の 14 時 30 分、103 号法廷でお願いします。それを前提に、先ほどのお話だと 5 月末に被告が反論を提出。原告が 1 か月半と仰りましたが、何とか 7 月 13 日までに提出ということでご了解いただけないでしょうか。

辻 はい。

裁判長 あとはよろしいですか。それでは閉廷します。

(閉廷)

2016年4月11日

衆議院第1議員会館大会議室

TPP 交渉差止・違憲訴訟 第3回口頭弁論期日 報告集会

「これは農業問題ではない。食料政策が崖っぷちに來ている」

東京大学大学院教授

原告 鈴木宣弘



意見陳述ということで、裁判長からは「2分で」と言われましたが、何とか5分はしゃべりたいなと思っていましたので、続けましたら「止める」と言われませんでしたので、何とか5分しゃべりました。これだけしゃべれるようにするだけでも弁護団のご尽

力があつたということですので、感謝しております。

私が申し上げたのは、政府の TPP の影響試算の分野です。これは私の専門分野ですので、そのインチキさ加減について、具体的に話をしました。まず、日本経済全体の GDP への影響試算（2013年3月、内閣官房）は、最初に全面的関税撤廃の時が 3.2兆円の増加と言っていたのが、今回、同じモデルで試算（2015年12月、内閣官房）したものが 13.6兆円の増加へと、4倍以上に膨れ上がりました。農業への打撃については、4兆円の減少と言っていたのが、今回は 1,500億円の減少へと、20分の1以下に縮小されました。これは大変な意図的な数字操作をしたとしか思えない。非常に明らかな数字操作です。

何をやったのか。最初の 3.2兆円の試算も、実は水増ししています。例えば、お米の値段が 10円下がると、生産コストも勝手に 10円下がるといふ生産性向上効果を勝手に置き、それでやっと 3.2兆円にしていた。それが 14兆円になったということは、お米の値段が 10円下がると、コストが 90円下がるとかいう、こういう勝手なことを置いているわけです。要するに、生産性が勝手に向上するということを盛り込めば、いくらでも数字を膨らませることができるんですよ。こういうことを専門にしている私が言うんだから間違いありま

せん。

そのような生産性向上効果というものを勝手に入れて数字を膨らませたらいけないんですよ。どれだけの影響があるのかをきちんと出して、それに対してどれだけの追加対策をやらなければいけないのかを示さなければならないのに、対策をすることで影響ないと、本末転倒の話にしています。「影響がないように対策するので影響がない」という全く訳のわからない話をしている。

例えば、酪農については、政府の加工原乳価が1kg当たり7円下がると言っています。7円も下がったら、たくさんの酪農家が潰れます。ところが政府は、所得も生産量も変わらないと言っているんです。なぜなら、生クリーム向けの牛乳に補給金を付けるからと。それだけで7円の差額が補填できますか？できるわけがありません。いやいや、「畜産クラスター事業をやるから、コストが7円下がる」と。こんなことにどれだけ根拠があるのか。根拠があるなら示せ、といくつも例を挙げて質問をしましたが、全く肩透かし状態。一切、我々の質問には答えないという戦略のようです。

私の東大の研究グループで計算し直しました。きちんとしたデータに基づいて計算すれば、農林水産業への影響額は1.6兆円あります。波及倍率が2.32ですので、全産業には3.6兆円もの生産減少額が出ます。失業は80万人です。もしこれだけの影響を差額補填で埋めるとすれば、少なくとも8,000億円の追加予算が必要です。10年で8兆円です。これだけの予算を準備できますか。するつもりもなければ、できるわけもない。

要するに、国会決議の中に「再生産が可能になるように」という言葉を入れ込んでおいて、対策をやって「再生産が可能になるように」したから国会決議は守られたのだという、非常に稚拙な言い訳も成立しません。どう見ても、国会決議は守られていないと言わざるをえません。

対策と言っても、補正予算で3,000億円ぐらいが農業分野でも出ていますけれど、ほとんど今までの政策の焼き直しです。しかも、大変なことは、企業のみなさんへの対策なんです。法人化と規模拡大をしないと、これからは予算をつけないという。ほとんどの農家は「使えない」と悲鳴が上がっています。非常に意図的なものなんです。だから「お金をつけていただきました。ありがとうございます」なんて言ったら、気が付いたら、全国、完全「ゆでガエル」ですよ。こういう状況なんですね。

しかも、7年後には日本だけが主要参加国と再交渉することになっています。TPPは必ず関税撤廃することが目標としているわけですから、7年後には、今残った関税も残せないかもしれないという状況から考えたら、国産の安心・安全な食料を、私たちが必要な時に必要な量を提供できるという体制が空前の灯になってきているということです。

これは農業保護問題ではないんですよ。食料政策とは、まさに国民の命を守るみんなの要（かなめ）なんですよ。このことをもう一度認識しなければなりません。安全性も崩れてしまいます。安いからと言って、アメリカの牛丼・豚丼を食べて、前立腺がんが4倍だ、乳がんが7倍だとなって、「こんなことをしてはいけない。国産のものを食べたい」と言ったときに、作っている人がいなくなっていたら、選ぶことすらできません。このことを、今みんながきちんと認識し直さないと、私たちは大変な崖っぷちに来ているということ、もう一度考えないといけないと思います。

それから、「農業を譲った、国内対策だ、影響試算だ」というのは、私はもう1年以上前に聞いていた。あとは猿芝居なんですよ。なぜこれがわかるか。安倍首相とオバマ大統領が東京の寿司屋で2014年4月に会談して「決裂した」となったでしょう。でもそのときに、一部メディアが「秘密合意があった」とスッパ抜いたではないですか。あの時の報道は、「牛肉関税9%」ですよ。つまり、あの時、ほとんど決まっていたんですよ。だから、安倍首相とオバマ大統領は、あの寿司屋で、じつは「握って」いたんですよ。

その後は完全な猿芝居。フロマンさんと甘利さんが徹夜の交渉でフラフラになって出てきたと。よく言いますよ。本当は寝ていたんじゃないかとの未確認情報もあります。でも、甘利さんは、髪の毛真っ白になったじゃないですか。やっぱり本当に頑張って交渉したのかなと思って一応聞いてみたら、なんと甘利さん、元々髪の毛白いんだそうですね。それを染めておいて、だんだん白くしていった。手が込んでいますよね。その割には、大臣室でお菓子といっしょに50万円の袋をもらっているようでは、何をやっているのかという話ですよ。本人は「はめられた」と言っていますが、どう考えてもはまる方が悪いですよね。絵に描いたような斡旋（あっせん）利得罪の構造です。

斡旋利得罪と言えば、TPPこそ、巨大な斡旋利得罪の構造だということですよ。ハッチさんという、アメリカの共和党のTPPの一番の旗振り役は、ファイザーやノバルティスから、2年間で5億円の献金をもらっているんですよ。それに基づいて、データ保護期間が12年だの20年だの延ばせと言って、人が死んだって俺たちが儲けるんだと、そのルールを押しつけるのがTPPだと言って交渉をやらせているわけでしょう。こんなTPPを我々が受け入れるわけにはいきません。

そういう時に、こんなタイトルだけの黒塗りの資料を平気で出してくる神経はどうかしています。こんなものを国民に示しても構わないと思う様な、そこまで我々を愚弄しているわけです。こんな政治をこれ以上許すわけにはいきません。これを終わらせるために、弁護団の先生方とともに、我々は闘い続けましょう。

「国有・公有企業の民営化が進めば、悪影響を受けるのは国民」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人
弁護士 和田聖仁

私は国有企業と政府調達について述べました。概略をご報告いたします。

国有企業（17章）の問題点は、FTA のなかで史上初めて設けられた章です。国有企業の章は、TPP 交渉のなかでも、投資、金融サービス、知的財産と並んで最も議論が白熱した章とされています。

国有企業章の特色は以下の4点があります。

- ① 国有企業で言う”Government”と政府調達の”Government”は、実体は同じものでありながら、調達の根拠が全く違うということ
- ② 国有企業による経済構造の独占を是認したうえで、その弊害を緩和しようとしていること
- ③ 自由貿易をできるだけ公正なものに近づけようとしていること
- ④ 公有企業のほかに、知的独占企業体として、民間の事業体も対象にしていること

準備書面の中では書かなかったのですが、国有企業の章は、16章の競争政策で書かれた、国有企業と民間企業を競争させ、国有企業の力が強い場合は民営化していこうという、この民営化の話が、この章の目的です。条文の中には書かれていませんが、裏の意味はそういうことです。



日本政府はこの章を「国有企業」と訳していますが、それは誤解を生みます。本来、正確には、国の企業だけでなく、「地方自治体を含む公有企業」、ないし「地方自治体を含む国有企業ないし公有企業」と表現されるべきです。

国有企業概念の定義は、50%を超える株式、議決権、役員構成など。また、私的企業の独占体は国有企業に入ります。国有企業の難しいところは、例外との境界がたいへん難しく、精査が必要です。条文としては、商業的考慮というものを導入し、民間企業と国有

企業が競争できるかどうかという観点で検討していくという概念と、「非差別待遇」、「内国民待遇」、「最恵国待遇」という、他の TPP の章で問題となっている点も、この国有企業で問題となっています。

また、非商業的援助による悪影響がある場合はそれを規制しなければならないという、第 17.6 条と第 17.7 条が非常に重要な点になっています。

細かい条文より問題点の説明をしたいと思います。国有企業とは、「国、公共の支配下にある法人が行う事業」を指します。日本の場合は、国民健康保険、共済健康保険組合、健康保険組合、国立、市立、離島などにある県立・私立病院、及び農畜産業振興事業団（alic）などの野菜、砂糖、畜産物の価格安定資金の事業もすべて含まれます。TPP では例外があるとすると、すべて明記をして、他の 11 か国の同意を得ていなければ、基本的にネガティブリスト方式なのですべて該当します。

国民健康保険は、政府はそのまま堅持すると言っていますが、今回明らかになったように、外国の保険会社との関係で、明らかに国有企業として悪影響の規制を生むということで、この医療制度も破壊されていくことになるのではないかと思います。

薬価についても、日本の場合、薬価審議会の決定を経て厚生労働大臣が決めていますが、これから政府は、米国の製薬会社と協議して決めなくてはならなくてはなるでしょう。

中小企業の政策金融公庫についても、住宅金融公庫など公的な金融機関、労働組合、生協、農協などの共済保険についても適用になり、最終的にはアフラックと同様に自由で公平な競争にならないと判断されることになるのではないのでしょうか。

ここまでは、大体想像されることではないかと思いますが、その先にある民営化の問題がとても重要です。重要なのは、漁業補助金の禁止です。基本的に、農業、医療、国立大学に出される補助金は、日本政府が自由に決められなくなるのではないかということです。今回、明らかになったことは、政府が補助金を出さなくても、一定の基準が求められているということで、率直に言えば、米国の同意がなければ補助金の拠出ができなくなるのではないかということです。日本の公有企業は、病院でも公営の交通機関でも、自力では収支を維持することができなくなり、多くの場合には補助金に頼っているので、事業そのものが存立できなくなり、最終的には国有事業の廃止や民営化に移行することになるのではないかと思います。

民営化が選択された場合、事業は採算がとれる事業に集中され、分野が切り捨てられ、残された事業も利用料が高騰してく。その悪影響を受けるのは、まさに日本国民と言えるのではないかと思います。

さらに、この国有企業章についても ISD 条項の適用となり、ISD 提訴を避けるための委

縮効果として国有・公有企業の民営化が進むことが問題ではないかと思います。民営化が進めば、利用料が高騰し、その損失をみなさんが被ることになるのではないのでしょうか。

準備書面を書く段階ではっきりしなかったこととして、国有企業に関係する附属書の「Annex 4」の中で、一番重要なのが、日本政府が全く留保していないということです。アメリカ政府は、「ファニー・メイ（連邦住宅抵当公庫）」や「フレディー・マック（連邦住宅金融抵当公庫）」などの重要な国策については留保していますし、他の国も、自国の重要な産業は国有企業で留保しているんです。しかし、日本だけが全く留保していません。これは政府の仮訳を見ても全くわかりません。USTR 原文の他の部分を見ないとわかりません。

私は、この TPP は、「日米投資イニシアティブ」や「年次改革要望書」からの延長だと思っていますが、「日米投資イニシアティブ」というのは日本の国有財産のバーゲンセールでした。この「Annex 4」で留保がないということは、日本政府は全ての公の財産を売ってしまおうと思っているのではないかと感じさせる内容です。

「政府調達」についても、概略を述べます。政府調達のなかにはトゲがあります。それは、自国の調達構造が変えられるということ、外国の調達供給者が上陸することによって、自国の伝統的な調達供給者が減少するということです。言ってみれば、地方の建設業者が倒産していく可能性はとても高いと思います。

政府調達の章の重要な問題は、①使用言語、②談合の問題、③附属文書における異常な譲歩、の3点があります。

使用言語については、英語が強制されると言われてきましたが、「強制」まではいかないものの、「努力義務」となっています。これだけグローバル化、英語化が進んでいる日本社会の中で、事実上、英語が強制されていくことになることは、充分予想されます。政府調達章の中では、日本語に限るということはできますが、多分、そうはならない。「英語または日本語」という形になり、英語化が進むことは必至だと思います。

「調達の公正性」は、談合に関係する部分です。日本では元々、あちこちで談合をやっていると思いますが、ここが直撃を受けるでしょう。昨年と今年、アメリカの弁護士協会（American Bar Association）のフォーラムは、いずれもまさにこの談合問題がテーマでした。日本の企業は、すでに海外で摘発されていますが、世界各国のどこでも摘発されれば、それが世界中に広がります。今、フォルクスワーゲンがそういった現象に陥っていますが、それと同じようなことが談合問題でも起きてくるのではないかと考えられます。

それと政府調達の附属書に書かれた政府調達の対象となる基準額の問題です。中央政府の物品サービスに関わる基準額は、日本の場合 10 万 SDR です。1 単位 169 円なので、1700

万円以上の物品購入が政府調達の対象になります。建設は 450 万 SDR なので、7 億 6,500 万円以上の建設が政府調達の対象になります。日本の仮訳にはこれしか書かれていませんが、USTR の原文で他国の基準額と比較すると、日本が最先端の市場開放をしていることがわかります。

これは、中央政府の問題だけでなく、政府団体や地方団体でも、一部の建設を除いて全て日本が一番の公開度合いとなっています。自国の調達構造が変えられる、自国の伝統的な調達供給者が減少するという点に関して、日本は最先端を行っていると言えます。

「著作権の保護期間延長は、大企業の利益を優先するためのもの」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人

弁護士 酒田芳人

知的財産の中の著作権に関しての問題ということで、大きく 3 点指摘しました。

一つは著作物等の保護期間の延長についてです。日本の著作権の保護は 50 年ですが、TPP 協定の締結により 70 年になります。現に、著作権法もこの方向で変更することになっています。正直、著作権と言われても、関係ないかと思われるかもしれませんが、著作権が続くことで利益を受ける人がどういう人かと考えたとき、個人のクリエイターなどはあまり関係なく、アメリカで一番大きな著作権を持っている会社、例えばディズニーやハリウッドなどを念頭に考えたらよい。



こうした会社は、例えば 50 年経ったときにミッキーマウスが使えなくなると困るわけです。保護期間が 70 年になれば、あと 20 年、例えばミッキーマウスの権利を占有することができるようになる。一部の著作物は、ものすごく大きな利益を生むことになるわけです。

そうしたものを守ろうという意図が働いているのかなと思われる。そういう大企業の大きな利益を生む著作物以外からすれば、逆に自由に使えるものがなくなるということで、不利益しかないわけです。大企業を保護するための制度の改正だと思われる。

もう一つは、法廷損害賠償、または追加的損害賠償と法廷では説明しましたが、懲罰的

な損害賠償というものがあります。アメリカでは、個人が企業を訴えたときに、何億円もの損害賠償を裁判で勝つ例があります。日本の感覚では、少なくとも日本の裁判所は、懲罰的損害賠償というのは今まで認められてきませんでした。これは、あくまで裁判というのは、本人が損害を受けた分を回復してあげようというだけのものであって、誰かに対して制裁を加えたり、懲罰を加えたりするということは、損害賠償の目的とは違うとされているため、認められないというのが日本の裁判所の立場でした。

今のところ、現在の著作権法の改正で直ちに懲罰的損害賠償ができるわけではありませんが、少なくとも今回の TPP 締結に基づけば、それを認める方向で改正してくのではないかとされています。TPP 交渉によって、著作権法を梃子にしてある種の懲罰的な損害賠償が認められるということになれば、日本の裁判所、日本の法律自体が形作ってきた考え方を TPP によって変えてしまうということに他なりません。みなさんの考え方が変わったから、裁判所の考え方が変わったのだとなれば、納得されるかもしれませんが、アメリカでは認められる制度だから、TPP で日本でもやろうということになれば、なぜ今まで認められなかったことが認められるようになるのか疑問です。誰かに懲罰を与えるために損害賠償を求めていいかどうかは、TPP とは全く別のこととして日本で議論されるべきことです。TPP に基づいて改正するとなれば、法制度の展開という点からもおかしいと思います。

最後に、著作権侵害罪の一部を非親告罪化するという点です。著作権法というのは、例えば人の本を買ってコピーしたりだとか、他人の歌を勝手に歌ったりだとか、映画を勝手に流したりということは、今までの著作権法だと、基本的に権利者が警察に対して告訴したときに初めて犯罪として取り上げるというのが今までの著作権法でした。これが、改正著作権法では、これからは告訴なしで取り締まれるようにするという点です。

例えば、レジュメで本のコピーを配った場合にどうなるのか。誰も許可を得ておらず、しかも警察が聞きつけたとすると、逮捕することができる。基本的に政府というのは、自分たちの考えと反対のことをやろうとする人たちには、歴史的に見ても必ず規制する方向に動きます。警察に対して、フリーハンドで使える権限を与えてしまうことになるという点で、危険なことだと思います。

「黒塗り文書は、国会議員を馬鹿にし、国民を馬鹿にしている」

TPP を慎重に考える会会長
民進党衆議院議員 篠原孝

著作権に関しては、コピーを配付しても、営業で儲けようと思わなければ罰せられませ

るので、そこまでひどくはありません。

国会では、4月5日に最重要広範議案ということで、今国会の一番大事な法案として総理出席の本会議を開いて、TPP特別委員会に下ろすことになりました。4月7日、8日にやるとなっていますが、与党の話を聞いていても慣れ合いの演説会。野党もいきなり黒塗り、西川氏の本の話ばかり。内容よりもスキャンダルに力を注ぐのは、一つの手法かもしれませんが、本来は内容をやるべきです。

黒塗り文書の問題は、本当にふざけた話だと思いますが、交渉の途中を全部公表していたら、後ろから鉄砲を撃たれるのでできないというのはわかります。しかし私が関わったウルグアイ・ラウンドでは、常に各国オープンでした。その後に妥協ができました。TPPではそれをや



りません。終わった後は公表したっていいはずですが、意地になって公表しない。国会議員を馬鹿にし、国民を馬鹿にしていると私は思います。

批准の必要な国もありますが、マレーシアは批准が終わっています。散々アメリカにこげにされて TPP をまとめたのに、大統領候補は誰一人として、TPP に賛成していません。安倍総理は、日本が率先して批准してリードすると言いますが、とんでもない。そんなことをしたら、やっぱり日本に相当メリットがあるんだと、ますますアメリカが怒って言いがかりをつけてくるだろう。

本当に、きちんと議論すべきです。内容を明らかにして、「だから TPP は駄目なんだ」と、訴えていきたいと思います。我々は当然、TPP 批准阻止です。他の野党とともに、批准阻止に決まっています。採決に持ち込まないように闘っていきます。

「今日は勝利だ。主導権は握りつつあるが油断せず闘っていこう」

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会 訴訟代理人

弁護士 辻恵

今日の攻防点は3つありました。一つは、「TPPの交渉差止、及び交渉が違憲である」ということの確認を、「承認を差止め、協定の違憲確認を求める」という請求の趣旨を、判決

で変えてくれという、内容の変更を前回申し立てたところ、国側はこれを「認めない。却下しろ」と反論してきていました。これを絶対に許さないということが、獲得目標の一つでした。



もう一つは、原告本人の陳述を確保すること、そして弁護団の準備書面の要約を法廷の場で述べて、傍聴人のみなさんに理解できる状態にすること、そのために前回 30 分確保しましたが、それをできる限り拡大したいということが 2 点目の獲得目標でした。

3 点目は、口頭弁論するために期日を開いているわけですから、今回 4 回目で打ち切られるかもしれないという懸念を抱きながら、それを阻止するために動いてきましたが、次回第 5 回期日を入れさせること、それが獲得目標でした。

1 点目については、国側は色々言ってきました。民事訴訟としてやるのか、行政訴訟としてやるのかなど、原告側に説明を求めてきていました。こちらは、2 月 4 日に TPP が調印されたわけですから、行政府としての承認を差し止めるということと、協定の違憲、無効を確認することを民事訴訟として求めるとはっきり述べました。国側は 5 月末までに反論の書面を出すと言っています。非常に初歩的なことを国側は言ってきました。

裁判所は、現時点でこれを打ち切る、打ち切らないということをするのではなく、判決の時にその問題についての判断をすると言いました。つまり、現時点で、請求の主旨の変更を事実上、認めたということだと私は思います。1 点目の獲得目標はほぼ実現したと言えます。

2 点目の原告本人の意見陳述は、2 分と言われましたが 5 分獲得し、3 つの争点について弁護士が 30 分使って訴えました。

3 点目は、口頭弁論期日をいつ入れるのかについてやりとりがありました。弁護団の方では、知的財産、公共調達など、次々準備書面を出すのがいつまでかかるのかという釈明がありました。概略についてはおよそ次回出すつもりだが、まだ明らかになっていないこと、国会審議の中で明らかになることもあるわけで、その時にはこちらは準備書面を書かなければならないわけですから、準備しているということを言いました。結論的には 7 月 20 日の午後 2 時半から第 5 回の口頭弁論期日を入れることが決まりました。

従って、今日の裁判は基本的に勝利したと言えます。これまでは裁判所と色々やりあってきましたが、ある意味押し返して、法廷の場を我々が主導権をとりつつありますが、だからといって油断はできません。いつ打ち切られるかわかりませんので、これだけの人数が集まっていることが裁判所へのプレッシャーを与えていることにつながっていますので、7月の口頭弁論でも集まっていたきたい。10月にも口頭弁論を勝ち取り、証人尋問へとつなげていきたいと思います。